

令和2年9月 4日 開会
令和2年9月25日 閉会
(定例第10回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 174 号

令和 2 年第 10 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和 2 年 8 月 31 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 2 年 9 月 4 日（金） 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	加 藤 紀 之
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
米 本 隆 記	大 森 正 治
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
西 山 富 三 郎	杉 谷 洋 一

○応招しなかった議員

なし

第 10 回 大山町 議会 定例会 会議録 (第 1 号)

令和 2 年 9 月 4 日 (金曜日)

議 事 日 程

令和 2 年 9 月 4 日 (金曜日) 午前 10 時 開会

- 1 開会 (開議) 宣告
- 2 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諸般の報告
 - (1) 議長の報告
 - ① 説明員の報告
 - ② 出納検査結果の報告
 - ③ 意見書処理の報告
 - ④ 提出された案件の報告
 - (2) 町長の報告
 - ① 政務報告
 - ② 報告第 11 号 令和元年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告について
 - ③ 報告第 12 号 令和元年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告について
 - ④ 報告第 13 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について
 - ⑤ 報告第 14 号 長期継続契約締結の報告について
 - 日程第 4 議案第 110 号 大山町小規模保育所条例の制定について
 - 日程第 5 議案第 111 号 大山町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例の制定について
 - 日程第 6 議案第 112 号 大山町税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 7 議案第 113 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 8 議案第 114 号 大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 9 議案第 115 号 令和元年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 10 議案第 116 号 令和元年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 11 議案第 117 号 令和元年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 118 号 令和元年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 119 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 120 号 令和元年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 121 号 令和元年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 122 号 令和元年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 123 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 124 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 125 号 令和元年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 126 号 令和元年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 127 号 令和元年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 128 号 令和元年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 129 号 令和元年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 24 議案第 130 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 25 議案第 131 号 令和 2 年度大山町土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 26 議案第 132 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 27 議案第 133 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 28 議案第 134 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 29 議案第 135 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 30 議案第 136 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 31 議案第 137 号 令和 2 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	森本貴之	2番	池田幸恵
3番	門脇輝明	4番	加藤紀之
5番	大原広巳	6番	大杖正彦
7番	米本隆記	8番	大森正治
9番	野口昌作	10番	近藤大介
11番	西尾寿博	12番	吉原美智恵
13番	岡田 聰	14番	野口俊明
16番	杉谷洋一		

欠席議員（1名）

15番 西山富三郎

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持田隆昌 書記 …………… 三谷輝義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹口大紀	教育長 ……………	鷺見寛幸
副町長 ……………	小谷 章	教育次長……………	前田繁之
総務課長 ……………	山岡浩義	財務課長 ……………	金田茂之
代表監査委員……………	石黒澄男		

午前10時00分開会

開会宣告

○議長(杉谷 洋一君) 皆さん、おはようございます。

○局長(持田 隆昌君) 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。ご着席下さい。

開会・開議・議事日程

○議長(杉谷 洋一君) ただいまの出席議員は 15 人です。西山議員から、欠席届が出ています。

定足数に達しておりますので、令和 2 年第 10 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、13 番 岡田聰議員、14 番 野口俊明議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 25 日までの 22 日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 9 月 25 日までの 22 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

次に 6 月定例会において可決した意見書は、6 月 22 日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第 14 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 5 件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) みなさんおはようございます。

本日からの 9 月定例議会どうぞよろしく申し上げます。

それでは本日も飛沫感染防止の距離が保たれていますので、マスクを外してご報告をさせていただきますと思います。

それでは令和2年9月定例会における政務報告といたしまして、6月定例会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、初めに総務課関係の新型コロナウイルス感染症の対応についてです。

新型コロナウイルス感染症の対応については、6月議会以降、大山町新型コロナウイルス感染症対策会議において対応して参りましたが、町内来訪者において陽性者が判明したため、法律に基づかない大山町新型コロナウイルス感染症対策本部を再設置し、感染拡大防止等の対策に取り組んできました。

具体的には、町民の不安等を解消するため、正確な情報を町防災無線等でお知らせして参りました。

また、感染症拡大防止の観点から安全に開催できない各種イベント等も延期や中止するなど対応して参りました。

今後も、情報提供はもとより、感染症予防策等の呼びかけも継続して参ります。

次に、企画課関係の地方創生事業の外部検証についてです。

8月25日に「大山町しごと・ひと・くらし創生総合戦略外部検証委員会」を開催しました。令和元年度に実施した地方創生事業について、9名の委員の皆様よりご意見をいただきました。検証結果につきましては、広報だいせんで、町民の皆さまにご報告いたします。

次に税務課関係の新型コロナウイルス感染症対策に伴う減免等の状況についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる町税の徴収猶予及び減免の状況については、令和2年8月25日現在で、徴収猶予は18件の2,901万6,240円、減免は81件の968万2,514円でした。

次に住民課関係の海の日海岸清掃についてです。

地域の環境美化と意識の啓発を図るため、7月23日に「第21回海の日海岸清掃」を行いました。末吉・平田海岸で、地元の集落、地域自主組織、スポーツ少年団、各種団体など、およそ250人に参加していただき、約1.5トンのごみを回収することができました。

また、中山・名和地区でも、住民による海岸清掃が実施されております。今後も海岸の環境保全活動を推進してまいります。

続きまして特別定額給付金についてです。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、1人当たり10万円を給付するこの事業につきまして、大山町では、8月11日の申請期限まで、対象者に対し積極的な申請の勧奨を行いました。

結果、対象世帯5,777件に対し、申請件数5,762件、給付率99.7%、給付総額は16

億 630 万円でした。

次に、建設課関係の社会資本整備総合交付金事業についてです。

町道末長妻木線、町道大山口（T）大塚線及び町道上坪東小竹線改良工事に伴う測量設計業務について、委託契約を締結し業務遂行中です。

また、令和元年度繰越しました町道下坪田山村線改良工事については、8 月 17 日に工事完了しました。

次に観光課関係の各種イベントについてです。

大山寺参道の恒例行事となった、「お盆の大献灯」が 8 月 13 日から 8 月 15 日まで開催され、400 人余りの来訪がありました。

また、8 月 22 日、23 日に初開催予定でした実行委員会主催の「だいせんグリーン・ラン・フェス」は、新型コロナウイルスの影響により、10 月開催に向けて延期となりました。

最後に、農業委員会関係の大山町農業委員会の新体制についてです。

任期満了に伴う新たな農業委員会が、7 月 20 日からスタートいたしました。新体制は、農業委員 15 名と農地利用最適化推進委員 15 名の 30 名で組織され、会長には名和地区の米澤誠一さん、会長職務代理者には、中山地区の江原宏昭さんが選出されました。さっそく 7 月下旬から 8 月にかけて 21 班体制で農地パトロールが実施されたところがあります。

続きまして、報告第 11 号 令和元年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告については、令和元年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて議会にご報告するものであります。

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標で、財政状況を判断するものであり、本町の指数はお手元に配布のとおり、いずれの指数も早期健全化基準を下回っております。

続きまして、報告第 12 号 令和元年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告については、令和元年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会にご報告するものであります。資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本町では、お手元に配布のとおり資金不足を生じた公営企業会計はありません。

続きまして報告第 13 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についての規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

変更を要する契約の目的、内容、理由はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

続きまして報告第 14 号は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定め

る条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。契約の内容等につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第110号 ～ 日程第8 議案第114号

○議長(杉谷 洋一君) 次に、日程第4、議案第110号 大山町小規模保育所条例の制定についてから、日程第8、議案第114号 大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長

○町長(竹口 大紀君) 議案第110号 大山町小規模保育所条例の制定については、令和3年4月に開設予定であります、大山町小規模保育所の管理、運営等に関する条例を制定するものでございます。

なお、この条例の施行は、令和3年4月1日からとしております。

続きまして、議案第111号 大山町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、その対策としての融資を受けた町内事業者及び当該融資に係る利子の無利子化を行った金融機関に対して町が実施する利子補助事業の財源に充てるための基金について、条例の制定を行うものであります。

続きまして議案第112号 大山町税条例の一部を改正する条例については、鳥取県税条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、大山町税条例について所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、寄附金税額控除の対象となります寄附金について、県条例との整合を図るために対象法人の指定の期間を更新するものです。

続きまして、議案第113号 大山町手数料条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードが廃止されたことから、大山町手数料条例について所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行は、公布の日からとしています。

続きまして、議案第114号 大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例については、鳥取県の地域再生計画の変更認定に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行う対象認定事業

者について、鳥取県の地域再生計画の実施期間が2年間延長されたことに伴い、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間を2年間延長するものです。

以上で提案理由の説明は終わります。

日程第9 議案第115号 ～ 日程第23 議案第129号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第9、議案第115号 令和元年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第23、議案第129号 令和元年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計15件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第115号 令和元年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大山町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

令和元年度の一般会計の収支につきましては、歳入総額 116 億 8,222 万 4,465 円に対し、歳出総額は 112 億 6,539 万 144 円で、歳入歳出差引額は 4 億 1,683 万 4,321 円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源、5,937 万 8,000 円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、3 億 5,745 万 6,321 円であります。

それでは、決算の概要について、歳入からご説明を申し上げます。

歳入決算額は、予算現額 120 億 1,356 万 2,000 円に対し、調定額 117 億 8,990 万 9,548 円、収入済額 116 億 8,222 万 4,465 円で、町税と諸収入を合わせて 730 万 2,492 円を不納欠損しておりますので、収入未済額は 1 億 38 万 2,591 円となっております。

収入済額は、予算現額に対して 97.2%、調定額に対して 99.1%の収入状況となっております。

未収金につきましては、平成 30 年度と比較して 525 万 5,901 円減少しました。未収金につきましては、引き続き減少に向けて努力してまいりますので、議員各位、また町民の皆様にもご理解をお願いする次第であります。

令和元年度の歳入の特徴ですが、まずは町税が平成 30 年度と比べ 2,044 万 6,067 円増の 16 億 3,476 万 1,694 円となったことが挙げられます。これは、太陽光発電設備の新設に伴う固定資産税の増などが主な要因となっております。

次に、地方交付税ですが、平成 30 年度と比べ 6,457 万 7,000 円減の 48 億 1,659 万 2,000 円となっております。これは、普通交付税の合併算定替え措置の縮減が 7 割から 9 割となったことが主な要因となっております。

次に、県支出金ですが、平成 30 年度と比べ 3 億 3,334 万 2,443 円増の 16 億 291 万 5,960 円となりました。これは、畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業を実施したことなどが主な要因となっております。

次に、寄附金ですが、平成 30 年度と比べ 9,712 万 885 円増の 4 億 1,678 万 8,466 円となりました。これは、ふるさと応援寄附金が順調に伸びたことが主な要因となっております。

歳入全体としましては、町税などの自主財源は平成 30 年度から 1.8 ポイント増の 29.5%となっており、ふるさと応援寄附金の獲得に成功しているのではと評価しております。

続きまして、歳出についてであります。歳出決算額は、予算現額 120 億 1,356 万 2,000 円に対し、支出済額 112 億 6,539 万 144 円で、予算現額に対します執行率は、93.8%であります。

また、翌年度に繰り越す額 3 億 2,727 万 9,000 円を控除した不用額は 4 億 2,089 万 2,856 円であります。

以上、令和元年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元に配付の令和元年度決算審査資料をご覧くださいませますようお願いいたします。

議案第 116 号 令和元年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出とも 111 万 4,309 円であります。

歳入の主なものは、土地開発基金から生じた利子 13 万 6,526 円と、土地取得基金が保有する土地の貸付収入 97 万 7,783 円であります。

歳出につきましては、公有財産取得費の 111 万 4,309 円で、土地開発基金に積み立てをしております。

なお、土地開発基金の現金残高は、令和元年度末現在で約 1 億 4,198 万円となっております。

続きまして議案第 117 号 令和元年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額 1,561 万 605 円に対し、歳出総額は 1,478 万 7,313 円で、差引残額 82 万 3,292 円を令和 2 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計に繰り越しております。

歳入の主なものは、第 5 款県支出金 147 万 6,000 円は、県からの貸付事業に係る補助金であります。第 20 款諸収入の主なものは、貸付金元利収入 1,371 万 3,178 円で、収入未済額は 2 億 7,365 万 2,993 円となっております。

つぎに歳出の主なものは、第 5 款総務費 1,142 万 9,973 円は、一般会計繰出金などあります。第 10 款公債費 335 万 7,340 円は元金及び利子の償還金であります。

続きまして、議案第 118 号 令和元年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額 1,411 万 4,243 円に対し、歳出総額は、1,253 万 9,547 円で差引残額 157 万 4,696 円を令和 2 年度大山町開拓専用水道特別会計に繰り越しております。

次に業務の状況ですが、令和元年度末で給水戸数 316 戸、給水人口 702 人、年間の有収水量は 8 万 7,952 立方メートルで、施設の適切な維持管理に努めました。

続きまして議案第 119 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 22 億 5,072 万 8,686 円に対し、歳出総額 21 億 8,190 万 6,142 円であり、差引残額 6,882 万 2,544 円を翌年度に繰り越すものであります。

国民健康保険税の適正な賦課徴収に努め、3 億 9,265 万 4,191 円を収納、各種医療の保険給付など、適正かつ安定した事業運営を行い、国民健康保険基金へ 1,337 万 6,000 円の積み立てを行っております。

なお、令和元年度の年間 1 人当たりの医療費は約 42 万 7,000 円、給付費は約 36 万 6,000 円となっております。

続きまして、議案第 120 号 令和元年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所及び大山口診療所の 3 診療所を合わせた診療施設勘定決算であります。

歳入総額 3 億 3,325 万 5,527 円に対し、歳出総額は同額の 3 億 3,325 万 5,527 円であります。

歳入の主なものは、第 5 款診療収入 2 億 2,194 万 5,949 円は、外来での診療報酬収入及びその一部負担金収入であります。第 15 款使用料及び手数料 2,339 万 9,095 円は、文書料、健康診断及び予防接種手数料であります。第 30 款繰入金 4,041 万 9,156 円の主な内訳は、診療施設整備に係る起債償還分などであります。

続いて歳出については、第 5 款総務費 1 億 9,557 万 6,431 円は、人件費及び診療所維持運営費が主なものであります。第 10 款医業費 1 億 1,755 万 6,832 円は、医薬材料代、臨床検査委託料が主なものであります。

続きまして、議案第 121 号 令和元年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の決算額は、歳入総額 2 億 1,884 万 5,994 円に対し、歳出総額 2 億 1,819 万 5,243 円であり、差引残額 65 万 751 円を翌年度に繰り越すものであります。

保険料の適正な賦課徴収に努め、1 億 4,601 万 9,896 円を収納、保険料等負担金と広域連合事務費負担金として 2 億 1,486 万 9,825 円の支出など、広域連合と連携し、適正な事業運営を行いました。

続きまして、議案第 122 号 令和元年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、本会計の決算額は、歳入総額 24 億 680 万 8,607 円に対し、歳出総額 22 億 8,100 万 1,437 円であり、差引残額 1 億 2,580 万 7,170 円を翌年度に繰り越すものであります。

保険給付、地域支援事業など、適正かつ安定した事業運営を行い、介護保険給付費準備基金へ 4,150 万 7,000 円の積み立てを行っております。

なお、令和元年度の65歳以上被保険者年間1人当たりの給付費は約33万3,000円となっております。

続きまして、議案第123号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額4億9,883万8,941円に対し、歳出総額は、4億9,868万6,096円で差引残額15万2,845円を令和2年度大山町農業集落排水事業特別会計に繰り越しております。農業集落排水事業の処理区は町内17処理区ございますが、接続人口は令和元年度末で6,929人となっており、処理施設の適切な維持管理に努めました。

老朽化してきた上野福尾処理場を国信末吉処理場に統合するため、機能強化対策事業に取り組み、令和元年度は管路施設等の工事を行っております。

続きまして、議案第124号令和元年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額5億6,642万9,720円に対し、歳出総額は、5億6,595万8,134円で差引残額47万1,586円を令和2年度大山町公共下水道事業特別会計に繰り越しております。公共下水道事業の処理区は町内4処理区ございますが、接続人口は令和元年度末で5,841人となっており、処理施設の適切な維持管理に努めました。

老朽化対策として汚水処理場の延命化に取り組んでおりますが、令和元年度は大山浄化センターの長寿命化対策工事等に取り組みました。

議案第125号 令和元年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定については、大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の決算額は、歳入総額4,262万9,094円に対し、歳出総額は同額であります。

歳入の主なものは、第20款繰越金683万8,806円は、前年度からの繰越金であります。第25款諸収入のうち、第5項収益事業収入3,568万6,288円は、電力の売電収入であります。

次に歳出については、第5款総務費は、風力発電所の管理運営費であり、主なものとして、風車機器等の補修に係る施設修繕料945万9,000円、風力発電所の保守点検業務委託料737万円、地方消費税155万7,400円であります。また、風力発電事業基金へ348万2,261円の積み立てを行っております。第10款公債費は、地方債に係る元金償還金1,727万5,257円と、償還金利子19万4,589円であります。

議案第126号 令和元年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額532万9,031円に対し、歳出総額は同額であります。

歳入の主なものは、指定管理者並びにナスパルタウン等からの温泉使用料398万6,546円で、歳出の主なものは、施設修繕料144万6,240円、指定管理委託料360万円であります。

続きまして、議案第127号 令和元年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の

認定については、歳入の決算総額 3,143 万 5,903 円に対し、歳出の決算総額 1,639 万 6,389 円で、差引残額 1,503 万 9,514 円を翌年度に繰り越すものであります。分譲宅地「ナスパルタウン」の令和元年度の販売実績は無く、残り 8 区画であります。

続きまして、議案第 128 号 令和元年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 1,691 万 8,505 円に対し、歳出総額は同額となっております。

だいせんホワイトリゾートとして 10 シーズン目の節目の年となりました令和元年度は、災害ともいえる深刻な雪不足となり、断続的な営業を余儀なくされました。

営業日数は、前年のおおよそ半分で 37 日間、入り込みも前年比 60.6%減の約 4 万 9,000 人と非常に厳しい結果となりました。

続きまして、議案第 129 号 令和元年度大山町水道事業会計決算の認定についてご説明をいたします。

はじめに業務の状況ですが、給水栓数 5,884 栓、給水人口 1 万 4,342 人に年間総配水量 179 万 2,146 立方メートルを供給し、有収率は 78.8%でした。

経理の状況につきまして、決算報告書 1、2 ページは消費税込で、収益的収入、第 1 款水道事業収益は 2 億 9,996 万 1,060 円、収益的支出の第 1 款水道事業費用は 2 億 8,149 万 1,695 円であります。

次に資本的収入の第 1 款資本的収入は企業債の借入 4030 万円、企業債償還の補助としての出資金 2,111 万 1,589 円、水道管の移転補償の工事負担金 374 万 7,264 円で合計 6,515 万 8,853 円であります。

続きまして、資本的支出では、水道配水管布設替工事等による建設改良費が 6,111 万 100 円、企業債償還金が 1 億 483 万 4,798 円で、資本的支出合計が 1 億 6,594 万 4,898 円となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) 令和元年度各会計決算に関する議案についての提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査報告を求めます。

石黒澄男代表監査委員。

○代表監査委員(石黒 澄男君) こんにちは。監査委員の石黒でございます。よろしくお願ひします。

私も、マスクを外して報告させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

令和元年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、意見を申し上げます。

私と西山監査委員 2 人で監査を行ったところでございますけれども、私のほうが代表して報告させていただきます。

意見の説明の前に暑い中、細部に渡って監査に協力いただきました大山町職員の方々

に感謝申し上げます。意見書につきましては、お配りしておりますので、主だったところのみ朗読させていただき報告とさせていただきます。

まず、審査の概要につきましてですが、1. 審査の対象、2. 審査の期間、3. 審査の場所、4. 審査の出席者及び説明者、5. 審査の方法等ご覧のとおりでありますので、省略させていただきます。

第2の審査の結果についてでございます。

1. 決算計数についてですが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと確認しました。

また、決算に表示されている計数は関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められました。

予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値についても適正に執行されていることが認められました。

2. 執行状況についてですが、各会計の予算執行の内容につきましては、予算計上の趣旨を踏まえて、概ね有効・適切に執行されていることを確認いたしました。

平成28年度以降令和元年度まで、ふるさと納税の増収が貴重な自主財源となっているほか、町税においても固定資産税の増で対前年比3.1%の伸びとなっております。安定した財政運営が図られていますが、自主財源比率は増えたとは言え29.5%と未だ低い水準となっていることや、合併算定替え措置の縮減を主因とする普通交付税の減額が、今後留意すべき点となっております。

今後も、歳入・歳出両面で相応の対策を講じ、将来にわたって持続可能な安定した財政構造を確立されたいとしております。

次の第3 会計別執行状況につきましては、1の一般会計、2. 土地取得特別会計からですね、14の索道事業特別会計までではありますが、ご覧のとおりでありますので、省略させていただきます。

続いて第4の資金運用状況についてです。

令和元年度における一般会計及び特別会計の資金運用状況は、適正に行われているものと認められました。令和元年度末の基金現在高は70億2,592万4,000円と、前年度末に比べまして4億2,801万3,000円増加しています。

基金は、安全性の上に有利性を考慮した運用が図られてきていますが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されますので、その運用については財政計画等をしっかり考慮し対処されたいとしております。

続いて第5の財産管理の状況についてですが、令和元年度における財産管理の状況は、適正に行われているものと認められました。

第6の主要事業の執行状況についてです。

平成 30 年度に名和陸上競技場改修事業や獣肉解体処理施設建設事業などを実施したところではありますが、令和元年度において、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業や、町道坊領向原線改良事業などが実施されたため、1 億 8,454 万 8,000 円の増でした。

また、平成 30 年から繰り越した台風 24 号の被害に対するものを含んだ災害復旧費は、令和元年度におきましては、2,714 万円増の 1 億 1,518 万 3,000 円の実施でありました。全体としては、概ね適正に執行されているものと認められました。

また、寄付金は、ふるさと応援寄付金が、平成 30 年度に比べ 9,712 万円増の 4 億 1,678 万 8,000 円に上るなど順調に伸びており、大きな成果として評価できる場所であるとしております。

最後に第 7 の指摘事項についてです。

このたびの決算審査に当たって各課から提出いただいた資料により、詳細な工事・業務の執行の様子を確認することができました。また、一昨年指摘した完了検査の実施日については改善されており、指摘事項はなしとしましたが、加えて今後も遵守していただきたいとしております。

監査意見としては、5 件あげております。

まず 1 件目です。平成 30 年度決算審査における監査意見でも述べたとおりですが、農業委員会委員報酬について農業委員長への代理受領に係る事務処理については、現状の事務処理において検討されたようではありますが、現段階では現行方法がもっとも合理的であると判断されています。監査委員といたしましても不適切であるという判断には至っていませんが、引き続き検討されたいところです。

なお、検討の際は、「当該作業の非電算化に伴う事務処理ミス発生の懸念」並びに「内部のチェック体制の充実」を視野に入れて検討されたいとしております。

2 件目ですが、収入未済額についてでございます。過年度未収金が、数年間にわたり同額のまま挙がっている案件が見受けられます。

昨年度の決算審査意見においても触れましたが、担当部署においては、鋭意奮闘されていると承知しました。

しかし、同一案件で、長期未収のまま同額を計上し続けるのは、善後策をされる必要があると考えます。

一方で、評価すべき徴収実績もあります。毎年発生していましたが町営住宅使用料の現年度未収金をゼロにした取り組みなどです。このような前進した事例については、引き続き奮闘されたいとしております。

3 件目です。過去 3 年間の決算審査における監査意見でも述べたとおりですが一定程度の目的を達成したと見込まれる事業、あるいは費用対効果が乏しい事業などは事業を精査し、廃止等を視野に入れた事業事務の見直しを行うことが望ましいと考えます。

組織体制の見直しについては、平成 30 年 7 月に機構改革が行われておりますが、各

部署においてメリットとデメリットが明らかになってきているようでありますので、それらを参考に引き続き効果的な組織体制の見直しを検討されたいとしております。

なお、組織体制を見直した先の影響を十分に考慮され、組織内での広範で慎重な議論の下、機構改革が行われるよう留意されたいとしております。

4件目は地区活動費についてです。平成30年度の定期監査及び令和元年度の決算監査にあたり、聞き取りを行ったところであります。活動に対する支出のあり方については、団体毎の判断があつて良いと考えており、一律に支出基準を定めなければならないとは考えていません。しかしながら、関係機関での話し合い等により支出基準の平準化、標準化に努められることを反対するものではありませんので、この取り組みは、地区活動費に限らず、広く適用され、且つ継続されたいとしております。

最後に5件目です。農業集落排水事業特別会計、並びに公共下水道事業特別会計において、過年度の消費税申告に誤りがあつたことが税務署の調査で発覚して、還付されたとの聞き取りを行ったところです。

消費税申告にミスが起きたことは、平成26年度に消費税率が5%から8%に変更され

たことに起因してしております。令和元年度の人事異動に伴い、担当者が変わったことによつて原因は掴めないものの、間違いには気付いたようです。時を同じくして、税務署の聞き取り調査が入り、消費税を過大に申告していたことがわかり、還付されたという経緯です。

この件に関しては、事務処理上のミスであることや、定期的な人事異動により間違いに気付いていたことなどから、監査として注意するものではありません。しかしながら、人事異動は、過去の誤りを発見する機会である反面、ミスも起きやすいことから、制度変更時等と併せて事務処理は慎重かつ正確に行われるよう注意して臨みたいとしております。

あと別表1の令和元年度大山町一般会計歳入歳出決算からですね、別表5の令和元年度各会計間の繰出金・繰入金の状況を5つ付けております。

続きまして、令和元年度大山町水道事業会計決算審査意見書の説明を申し上げます。

1. 審査の概要、2. 審査した書類、3. 収益的収入支出及び利益の状況、4. 業務内容につきまして、資料に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

最後の結びのところを読み上げさせていただきます。

消費税を除いた本年度の収益的収支における総収益は、2億8,241万2,103円、総費用は、2億7,519万4,923円で、当年度の利益は721万5,280円となっています。

水道使用料未収金は1,769万8,219円で、前年度に比べ18万8,930円の減額となっています。引き続き、徴収対策に努力されたいところでございます。

続きまして、令和元年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査についての意見で

ございます。

1 番の審査の概要については説明を省略させていただきます。

2 番の審査の結果の総合意見としましては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、令和元年度決算等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められるとしております。

次に、個別意見でございます。令和元年度の実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっている。

次に令和元年度の連結実質赤字比率は、これも実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっています。

令和元年度の実質公債費比率は 10.9%で、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っています。また、平成 30 年度と比較すると、合併算定替措置の縮減により数値は増加傾向にあります。固定資産税収入増があり、0.4 ポイント増にとどまったものとなっています。

令和元年度の将来負担比率は-5.5%で、前年度比 10.1 ポイント減少となり、該当無しとなっています。固定資産税の増などにより標準財政規模の減少幅が小さかったこと、普通会計の地方債残高が減ったことなどが主要因となっています。

是正改善を要する事項ですが、審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められます。

最後に、令和元年度大山町資金不足比率審査についての報告でございます。

1 の審査の概要につきましては説明を省略させていただきます。

2 番の審査の結果でございます。総合意見としましては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、令和元年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められるとしております。

次に個別意見につきましては、審査結果のとおり、実質的な資金不足が発生している会計もなく、各公営企業会計においては、経営健全化基準を満たしていると判断できますが、現下の厳しい経済情勢を鑑みまして、財政の健全化に向けてなお一層努力されたいとしております。

是正改善を要する事項につきましても、特に指摘すべき事項はないとしております。

以上、報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長(杉谷 洋一君) 監査委員には、令和元年度の決算審査について、大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。ありがとうございました

日程第 24、議案第 130 号～日程第 31、議案第 137 号

○議長(杉谷 洋一君) 次に日程第 24、議案第 130 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予

算(第9号)から、日程第31、議案第137号 令和2年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)までの計8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第130号 令和2年度大山町一般会計補正予算第9号については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済対策として、感染症対応資金利子補助基金の設置や冬季町民向けモニターツアーなどを実施するにあたり、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第9号は、既定の歳入歳出予算の総額に5億2,991万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億4,990万3,000円とするものであります。

補正予算の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が冷え込んだ住宅建築について、需要を喚起するため、町民が町内に住宅を新築した場合、商工会発行の共通お買物券を交付する住宅新築奨励事業、特別特定建築物のバリアフリー化を図る事業者に対し、その経費の一部を助成する福祉のまちづくり推進事業補助金、町民のごみの分別意識の向上や利便性を高め、ごみの排出量の減少や廃棄物処理に係る経費の削減を図る、ごみ分別促進アプリの導入、町内産堆肥の利用促進による耕畜連携の強化や農産物の生産性向上について土壌診断等の研究・実証に係る経費について助成を行う町内産堆肥利用促進助成補助金、新型コロナウイルス感染症防止対策として、中小企業への融資を無利子で行う金融機関に対し、令和3年度以降も助成を行うため、その原資とするための新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金の造成、徹底した感染拡大予防対策を行う「安心観光・飲食エリア」を認定・創出し、その認定等事業所の利用者に抽選で特産品をプレゼントし、安心して観光が出来ることのPRや誘客促進を図る安心観光・飲食エリア利用者への特産品プレゼント事業、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた事業者の支援をするとともに、次年度以降のモニターツアーの質の向上を図る冬季町民向けモニターツアー事業、町民のスキー人口の増加を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた事業者の支援をするため、18歳以上の町民を対象としてスキー場リフト券の購入補助を行う町民スキー誘客事業補助金、災害時の避難所での新型コロナウイルス感染症対策として必要な消耗品や備品の購入、不登校児童生徒に対し学力補充や学校への復帰支援を行うフリースクールに通う児童生徒の保護者に対し、授業料の助成を行う、フリースクール利用料補助金、利用者自らが利用したい本を殺菌できるようにするため、図書館への除菌ボックスの設置、次年度以降の小地域懇談会や人権施策総合計画等の見直しなどで活用するため、人権同和問題に関する実態調査の実施、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が落ち込んでいる県産水産物を学校給食で提供する県水産物学校給食提供事業など、さまざまな事業を計上しております。

続きまして、議案第131号 令和2年度大山町土地取得特別会計補正予算第1号につ

いては、土地開発基金が保有する土地の売却により財産売払収入が生じることから、歳入歳出の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ52万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63万7,000円とするものであります。

続きまして議案第132号 令和2年度大山町国民健康保険特別会計補正予算第2号については、歳入として、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免措置に係る国民健康保険税の減額とその減免措置に対する国からの補助金及び特別調整交付金等を計上し、歳出として、一般職給料等を増額するものです。

これにより、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、64万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、22億6,994万3,000円とするものです。

続きまして議案第133号 令和2年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号については、一般職給料等の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ241万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、3億7,040万円とするものであります。

議案第134号 令和2年度大山町介護保険特別会計補正予算第2号については、人件費の補正と、要支援の方の福祉用具購入並びに住宅改修が想定以上に発生したことによる補助金の増が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ377万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億7,062万8,000円とするものであります。

続きまして議案第135号 令和2年度 大山町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号については、施設の修繕料の増が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,196万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,642万5,000円とするものです。

続きまして議案第136号 令和2年度 大山町公共下水道事業特別会計補正予算第2号については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ187万円を追加し、歳入歳出それぞれ4億3,583万5,000円とするものです。

歳入の主な内訳は、大山浄化センターの長寿命化対策工事で発生した有価物の売払収入として、70万2,000円を計上しております。

歳出の内訳は、逢坂浄化センターの汚水ポンプ取替修繕料として、187万円を計上しております。

続きまして、議案第137号 令和2年度大山町風力発電事業特別会計補正予算第1号については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ154万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3,898万1,000円とするものです。

歳入の補正内容をご説明いたします。

第25款諸収入は、機器不良に起因した稼働停止頻発により、売電収入額を154万

1,000 円減額するものです。

次に歳出についてご説明いたします。

第 5 款総務費のうち施設修繕料 821 万 7,000 円の増額は、保守点検により判明した風車の羽根表層の侵食について、補修を行うものです。委託料 118 万 8,000 円は、風車の遠隔監視サポートを行っていた海外企業の経営破綻による監視会社の変更に伴い、委託費用が変更となるため、増額するものです。積立金 1,094 万 6,000 円の減額は、今回の売電収入の減額及び施設修繕料と委託料の増額に合わせ、積立額を減額するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

散会報告

○議長(杉谷 洋一君) 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、9 月 7 日に 会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。

午前 11 時 12 分散会